

JAとうとの無料相談

年金・税務・法律相談のご案内

年金相談 無料

【毎月の年金相談日及び相談会場】

※祝日の場合は翌営業日

相談日	地域	日時(下記日程の午前10時～午後3時)										相談会場	お問合せ先 お申込み先
毎月 第1水曜日	瑞浪 地区	29年 4/5	5/1 ※	6/7	8/2	9/6	10/4	11/1	2/7	3/7	30年	土岐支店 (瑞浪市土岐町)	東部統括 ☎68-5267 又は各支店
毎月 第2水曜日	土岐 地区	29年 4/12	5/10	6/14	8/9	9/13	10/11	11/6 ※	2/14	3/14	30年	土岐口支店 (土岐市土岐口中町)	中部統括 ☎55-6111 又は各支店
毎月 第3水曜日	多治見 地区	29年 4/19	5/17	6/21	8/16	9/20	10/18	11/15	2/21	3/22 ※	30年	多治見支店 (多治見市音羽町)	西部統括 ☎25-8010 又は各支店
毎月 第4水曜日	笠原 地区	29年 4/26	5/24	6/28	8/23	9/27	10/25	11/22	2/28	3/28	30年	笠原支店 (多治見市笠原町)	笠原支店 ☎43-2211 又は各支店

※顧問の社会保険労務士が、ご相談に応じさせていただきます。7月、12月、1月は休止します。 ※都合により日にちを変更させていただきます。

【年金ご相談の内容】

顧問の社会保険労務士が
ご相談に応じます。

例えば…

- 3ヶ月前だけど「年金請求」の用紙が送られてきた……………▶ご安心ください。書き方を「丁寧」にお教えます。
- 給与の関係で、まだ請求を控えておきたいが……………▶給与と年金の関係を「詳しく」ご説明します。
- 「ねんきん定期便」の資料がいっぱいで見方が……………▶必要なものと「要らないもの」をお教えますので整理がスッキリ。
- だんだん減らされて制度が心配。繰上げ支給も考えているが…▶デメリットもありますので「親切」にご説明します。
- 過去に払っていない国民年金を払いたいが……………▶「費用」対「効果」を「分り易く」ご説明します。



税務相談 無料

【毎月の税務相談日及び相談会場】

相談日	地域	相談会場	お問合せ先・お申込み先
毎月第1火曜日	瑞浪地区	土岐支店	東部統括 ☎68-5267 又は各支店
毎月第1水曜日	土岐地区	土岐口支店	中部統括 ☎55-6111 又は各支店
毎月第1木曜日	多治見・笠原地区	多治見支店	西部統括 ☎25-8010 又は各支店

※顧問の税理士が、相続税、贈与税、その他資産運用等に関するご相談に応じさせていただきます。お気軽にお申込み下さい。

法律相談 無料

【毎月の法律相談日及び相談会場】

相談日	地域	相談会場	お問合せ先・お申込み先
毎月実施しております。 相談日は電話にてお問合せ下さい。	瑞浪地区	土岐口支店	東部統括 ☎68-5267 又は各支店
	土岐地区	土岐口支店	中部統括 ☎55-6111 又は各支店
	多治見・笠原地区	多治見支店	西部統括 ☎25-8010 又は各支店

※顧問の弁護士が、ご相談に応じさせていただきます。お気軽にお申込み下さい。

お申込みにつきましては、相談日の前日までをお願い致します。

ただし、定員になりしだい締め切らせていただきます。

なお、上記各相談につきましては、渉外担当者又は本支店窓口でも受付させていただきます。